

令和7年度 太陽光発電等の補助制度に係る 販売・施工事業者向けセミナー

**京都府総合政策環境部
脱炭素社会推進課**

目 次

- 1 京都府の脱炭素社会の実現に向けた取組について
- 2 戸建て住宅向けの補助制度について
- 3 共同住宅向けの補助制度について
- 4 事業者向けの補助制度について

目 次

- 1 京都府の脱炭素社会の実現に向けた取組について
- 2 戸建て住宅向けの補助制度について
- 3 共同住宅向けの補助制度について
- 4 事業者向けの補助制度について

- 京都府では、**2050年までに「温室効果ガス排出量実質ゼロ」を実現することをめざし、**そのための中期目標として、京都府地球温暖化対策推進計画（令和5（2023）年3月改定）において、温室効果ガス排出量を2030年度までに2013年度比46%以上削減することを目標としている
- 2050年温室効果ガス排出量実質ゼロ実現に向けては、**産業・運輸・家庭などあらゆる分野における脱炭素化の取組が不可欠**

西脇知事による「2050年ゼロ」宣言

（2020年2月11日：「KYOTO地球環境の殿堂」表彰式にて）



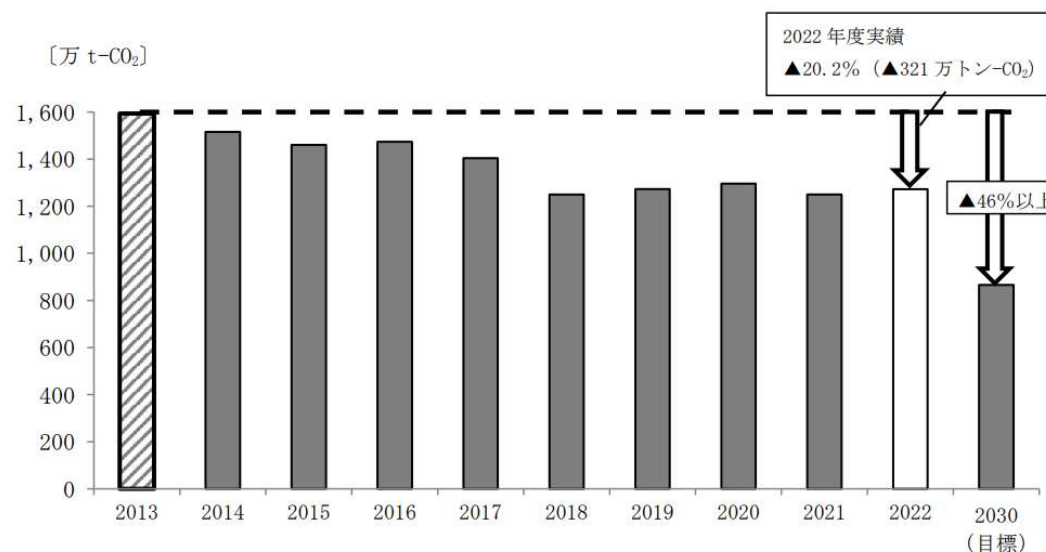
（参考）府内のゼロ宣言自治体（2025.3末時点）

京都市・与謝野町・宮津市・大山崎町・京丹後市・京田辺市
 亀岡市・福知山市・綾部市・城陽市・八幡市・京丹波町
 宇治市・木津川市・長岡京市・向日市・南丹市・久御山町・精華町
 （宣言順）

条例・計画による中期目標

（2020年12月条例改正、2021年3月計画改定、2023年3月計画改定）

温室効果ガスの排出量の推移

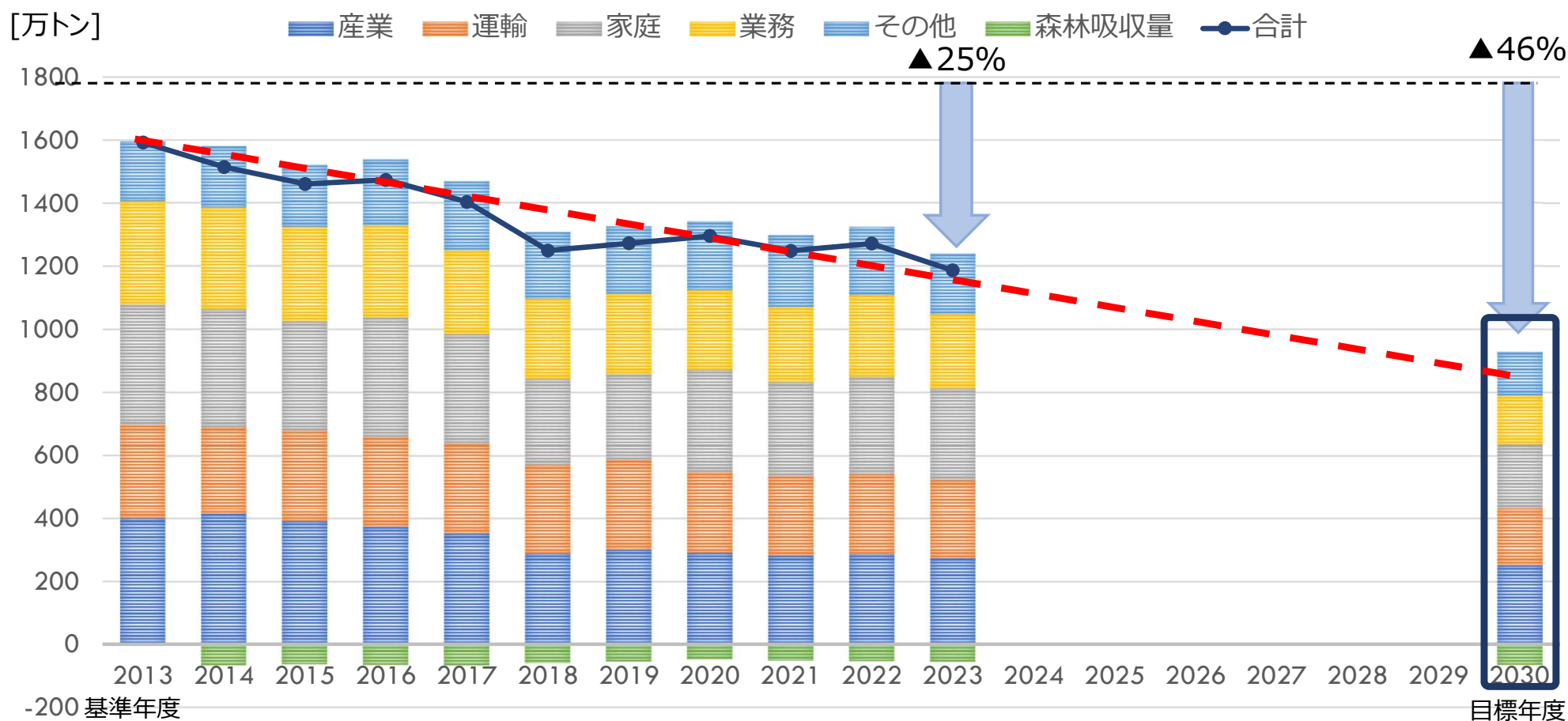


- これまでの省エネの取組や燃費性能の向上等に加え、電気の排出係数の低下等により、各部門で排出量は減少
- 他方、総排出量は1,272万トンと2013年度比20.2%減にとどまり、計画に基づく「2030年度46%以上削減（2013年度比）」を目指し、各部門においてさらなる省エネの促進、再エネの導入・利用による一層の排出削減の取組が必要

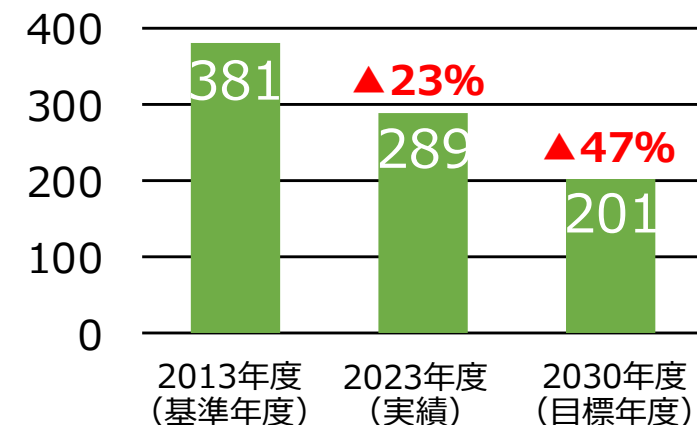
京都府の温室効果ガス排出量の推計

5

- 京都府の温室効果ガス削減目標 2030年度に2013年度比で**46%以上削減**
- 府内における**2023年度温室効果ガスの排出量は1,187万トン（日本全体の約1.2%）**
（2013年度比▲25.5%、前年度比▲6.7%）
- 新型コロナウイルス感染症の5類移行による経済活動の回復があったものの、エネルギー消費効率の向上や再生可能エネルギーの導入拡大等により、温室効果ガス排出量は基準年度（2013年度）と比べて、減少
- エネルギー消費量全体としても前年度比で1.1%減少

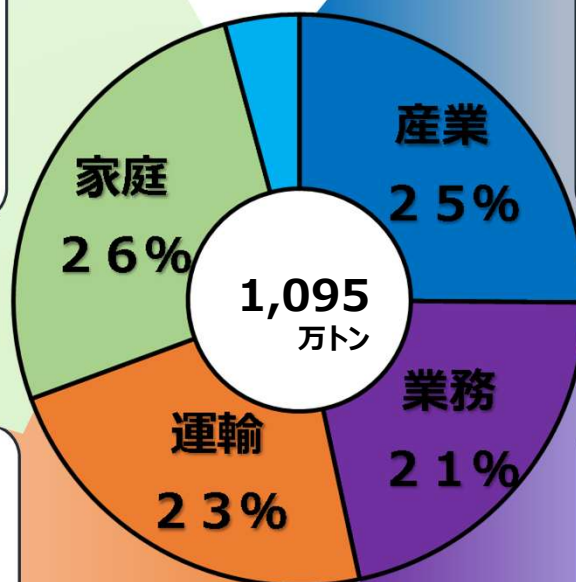


[万トン] 家庭部門の推移・目標

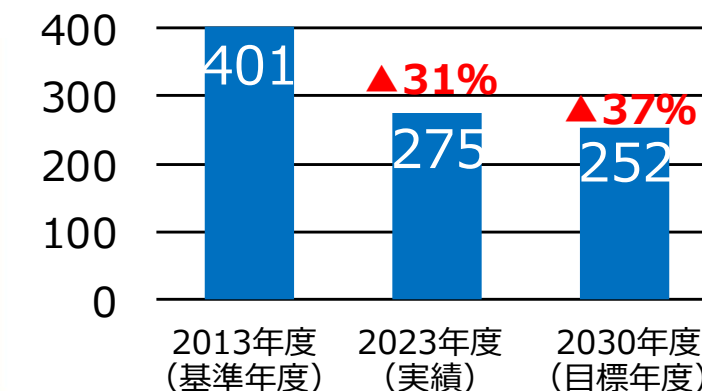


2023年度の
府内排出実績

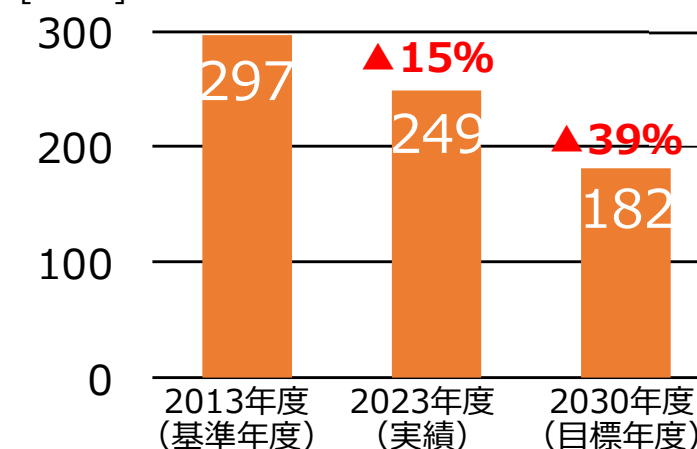
※エネルギー起源のみ



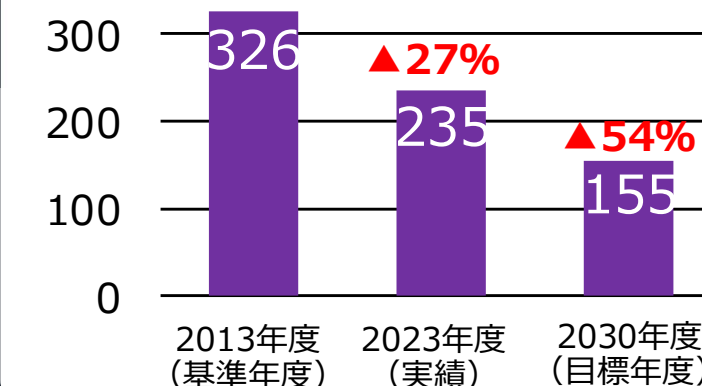
[万トン] 産業部門の推移・目標



[万トン] 運輸部門の推移・目標



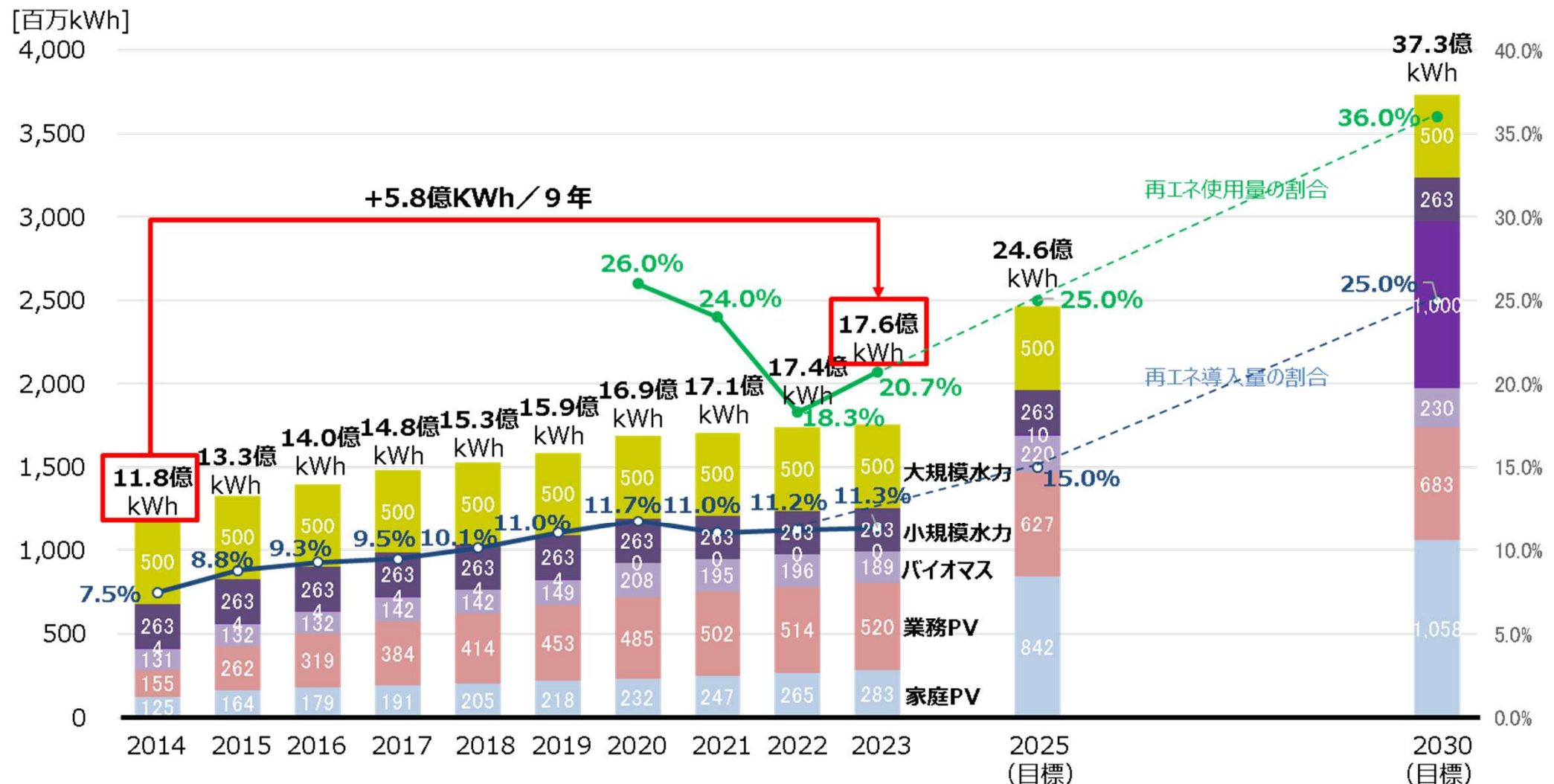
[万トン] 業務部門の推移・目標



- 2015年度に「京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例」を制定
- 条例制定前年度と比較し、2022年度までの8年間で府内の再エネによる年間発電量は約1.5倍に
- 温室効果ガス排出量の**2030年度46%以上の削減に向けて、再エネの加速的な導入が必要**

<再エネ導入量> 目標：25%以上（2030年度） 実績：11.3%（2023年度）

<再エネ使用量> 目標：36～38%（2030年度） 実績：20.7%（ ）



- 2030年度の温室効果ガス排出量46%以上の削減達成には、加速度的な施策の実行が必要
- 特に、再エネの中心となる太陽光発電の導入に当たっては、適地減少に伴い、PPA（第三者所有モデル）やこれまで導入が進んでいない場所での導入などあらゆる施策を展開していく必要
- 国の重点対策加速化事業を活用し、府民や事業者向けの太陽光発電等の導入支援を実施

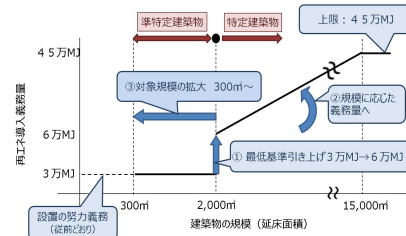
■ 重点事業の概要

事業部門

（１）特定建築主等再エネ導入促進事業

- 再エネ条例で、一定規模以上の新築・増築等の建築物に対して、再エネ設備の導入を義務化

※3万MJ＝太陽光発電設備約2.5kW



- 義務量を超えるPV導入事業者への支援制度を創設

（２）駐車場・農地等再エネ導入促進事業

- PVを巡り、景観や災害の不安や懸念が全国的に顕在化
- 地域共存や未利用地を活用したPV導入が重要



- 未利用地を活用したPV導入事業者への支援制度を創設

家庭部門

（３）家庭向け再エネ導入促進事業

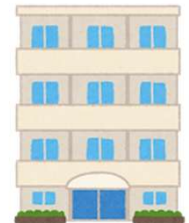
- 市町との協調により、家庭向けPV・蓄電池の同時導入を支援
- 更なるPV導入には、システムの負荷低減を目指した自家消費型の導入が重要



- 個人向けPV・蓄電池の同時導入と省エネ設備を支援

（４）共同住宅共用部再エネ導入促進事業

- 戸建に比べ、集合住宅はPVの導入率が低い状況
- マンションは災害時などの対応に活用される例も



- 共用部でのPV・蓄電池の同時導入支援制度を創設

公共部門

（５）公共施設でのPV等の導入

- 再エネの推進には、府が率先して再エネ設備等を導入していくことが重要
- 公共施設での垂直型PVにより、府が率先してモデル性の高い導入事例を創出

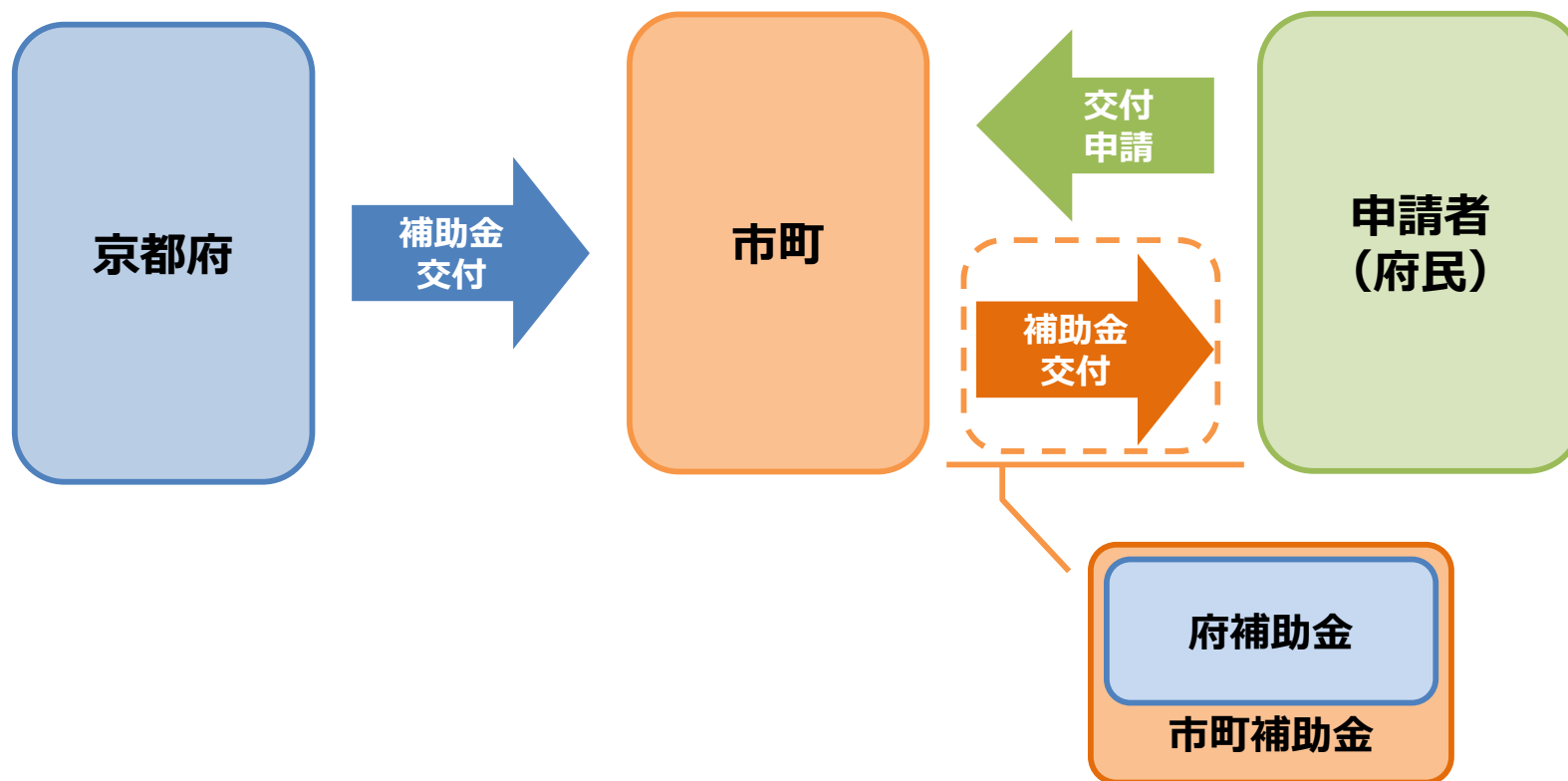


目 次

- 1 京都府の脱炭素社会の実現に向けた取組について
- 2 戸建て住宅向けの補助制度について**
- 3 共同住宅向けの補助制度について
- 4 事業者向けの補助制度について

- 太陽光発電で発電した電気を、蓄電池で溜めて賢く使うことで、系統の負荷を低減させ、災害等による停電時でも対応できる生活スタイル（エネルギーの自立化）を促進するため、**23市町と連携して太陽光発電と蓄電池の同時導入を支援**
- 令和6（2024）年度からは、電気料金の高騰などを受け、**より一層の自家消費型の再生可能エネルギーの導入促進のため**、環境省の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）も活用し、**補助内容を拡充**

■ 大まかな事業の流れ



■ 留意事項

- ・ 補助金については、**府補助額と市町村補助額を合わせて市町から交付**
- ・ **市町村HP等で公表されている補助額に、府補助額も含まれる**※市町村の補助金と別途交付されるものではない

- 府内に**住宅用太陽光発電設備、蓄電池（及び高効率給湯機器又はコージェネレーションシステム）を同時設置**する事業に対し、以下のとおり補助
- 自家消費型（FIT）売電不可住宅用太陽光・蓄電設備設置事業については、これまでの補助制度から**補助金額が倍額となるよう、令和6年度に制度拡充**

①自家消費型（FIT売電可）住宅用太陽光・蓄電設備設置事業

- ・ 太陽光発電：1万円/kW（上限4万円）
- ・ 蓄電池：1.5万円/kWh（上限9万円）

令和6年度
拡充

②自家消費型（FIT売電不可）住宅用太陽光・蓄電設備設置事業

- ・ 太陽光発電：2万円/kW（上限8万円）
- ・ 蓄電池：3万円/kWh（上限18万円）

③高効率給湯機器・コージェネレーションシステム設備設置事業

- ・ 高効率給湯機器：導入費用の1/2（上限30万円）
- ・ コージェネレーションシステム：導入費用の1/2（上限80万円）

※高効率給湯機器、コージェネレーションシステムについては市町村で独自に上限額を設定している場合有

＋ 市町村独自補助（金額は市町村によって異なる）

- 自家消費率を高めることで、非FITに十分な経済的メリットがあり
- FIT認定の取得に比べて、必要な手続きが少なく稼働までの期間を計算しやすい利点も

太陽光は自家消費が得

近年はFIT買取価格と比較し電気料金の方が高い状態
売電量を増やすよりも買電量を抑えることにメリットがある

補助金で初期投資費用を削減

府補助金を活用すれば初期費用を最大26万円削減

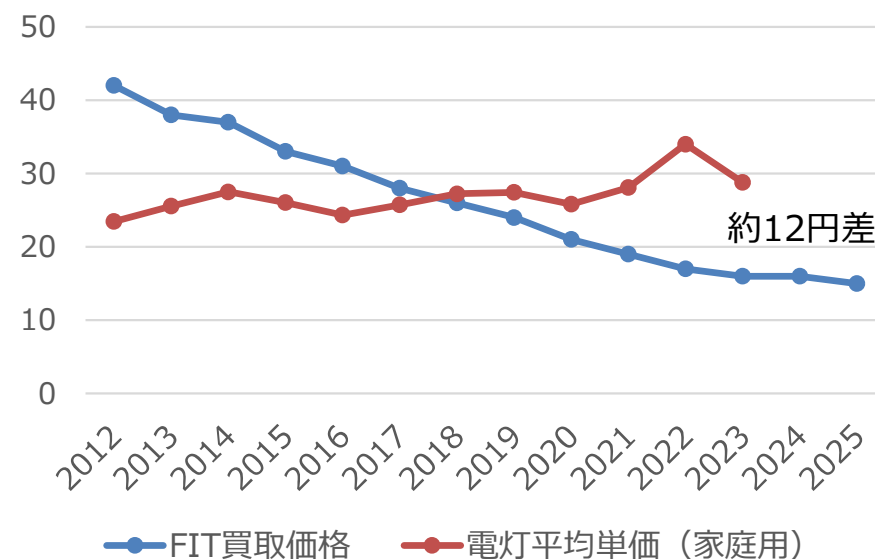
余剰電力の売電先も確保

余ってしまった電力も、FITによらない売電が可能
自家消費をメインとしながらも収入を得られる

施工から稼働までの期間を短縮

FIT申請が不要のため、系統連系のみで稼働が可能
なるべく早く発電したい施主のニーズに対応

売電・買電価格の推移

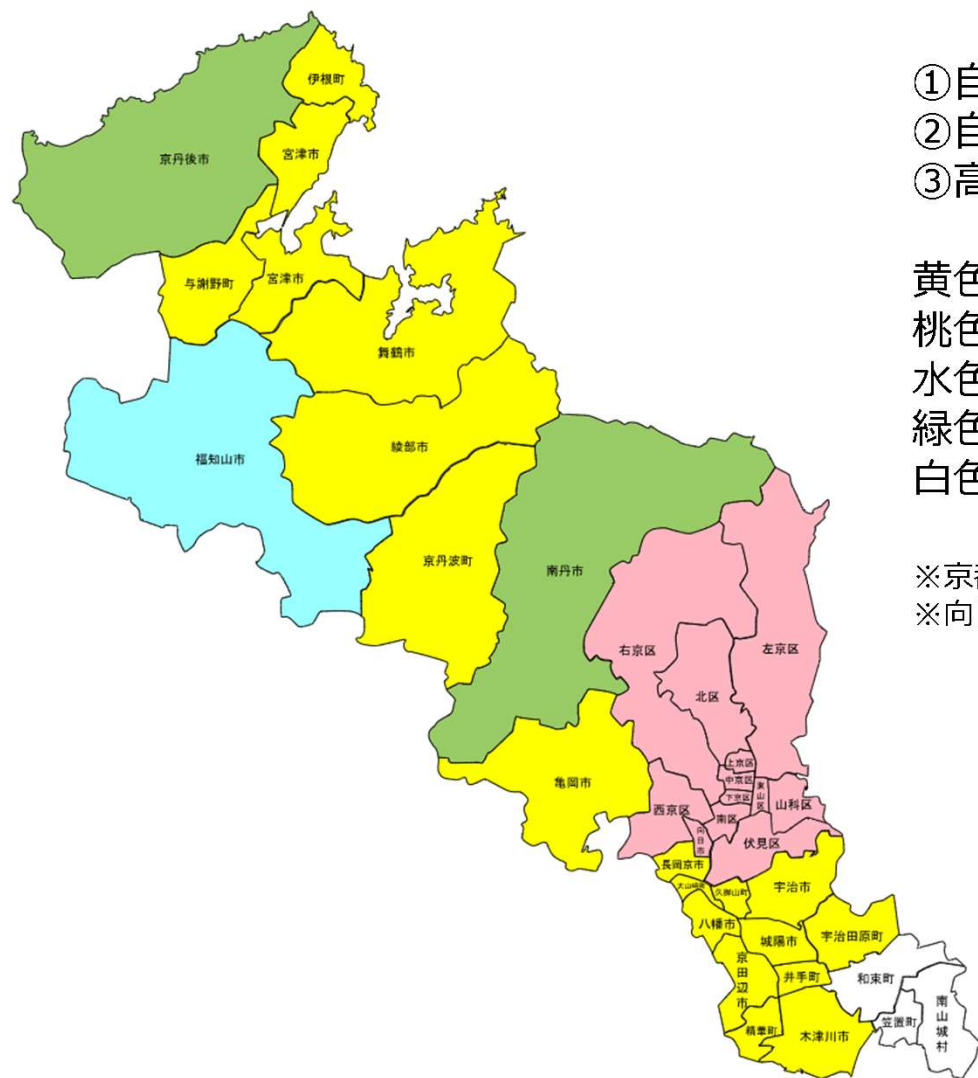


出展：資源エネルギー庁公表データより京都府作成

- 府内の多くの市町村で補助制度を実施、一部市町村では取扱いがない事業もあり
- 補助金名称は各市町村によって異なるため、府HPにおいて各市町村のリンク先URLを紹介

<https://www.pref.kyoto.jp/energy/kateimukehojo.html>

■ 府内市町村の補助事業実施状況（令和7年度）



- ①自家消費型（FIT売電可）住宅用太陽光・蓄電設備設置事業
- ②自家消費型（FIT売電不可）住宅用太陽光・蓄電設備設置事業
- ③高効率給湯機器・コージェネレーションシステム設備設置事業

黄色：①、②、③

桃色：①、③

水色：②、③

緑色：①

白色：実施なし

※京都市は補助金ではなく、さんさんポイントとして1件20万円相当のポイント交付を実施
 ※向日市、京丹後市、南丹市は独自で重点対策加速化事業を活用した補助金を実施

■ 府内市町村の補助事業実施状況

(自家消費型（FIT売電不可）住宅用太陽光・蓄電設備設置事業、高効率給湯機器・コージェネレーションシステム設備設置事業）

	補助金名称	補助率（上限）				受付期間	窓口
		太陽光	蓄電池	高効率給湯機器 （エコキュート等）	コージェネレーション システム （エネファーム等）		
京都市	京都再エネクラブ さんさんポイント	20万円相当のポイント/件 （太陽光・蓄電池合わせて）		1/2（上限30万円） ※おひさまエコキュートの み対象	—	令和8年3月16日まで ※おひさまエコキュートは 令和8年1月30日まで	京都市住宅の再エネ地産地消・ 地域循環推進事業事務局京都 再エネクラブ窓口 （公財）京都市環境保全活動推 進協会企画広報室（受託事業 者） 電話番号：075-647-3535
福知山市	令和7年度福知山市家庭向け自立 型再生可能エネルギー導入事業費 補助金（新制度／FIT売電不可）	2万円/kW （上限8万円）	3万円/kWh （上限18万円） +2万円	1/2（上限20万円） ※おひさまエコキュート の場合は上限30万円	1/2（上限20万円）	令和8年1月9日まで	福知山市エネルギー・環境戦略課 電話番号：0773-48-9554
舞鶴市	令和7年度住宅用再生可能エネル ギー設備導入支援補助金（新制度 FIT不可）	2万円/kW （上限8万円）	3万円/kWh （上限18万円） +1万円	1/2（上限30万円）	1/2（上限80万円）	令和8年1月16日まで	舞鶴市生活環境課 電話番号：0773-66-1064
綾部市	綾部市家庭向け自立型再生可能エ ネルギー導入費補助金 綾部市住宅用太陽光発電システム 等設置費補助金	3.5万円/kW （上限14万 円）	4万円/kWh （上限24万円）	1/2（上限30万円）	1/2（上限30万円）	令和8年1月30日まで	綾部市環境政策課 電話番号：0773-42-1489
宇治市	宇治市ゼロカーボン設備導入事業費 補助金	2万円/kW （上限8万円）	3.5万円/kWh （上限21万円）	1/2（上限30万円）	1/2（上限80万円）	令和8年1月15日まで	宇治市環境企画課 電話番号：0774-20-8726
宮津市	宮津市住宅用太陽光発電システム 等設置補助制度	2万円/kW （上限8万円）	3万円/kWh （上限18万円） +2万円	1/2（上限30万円）	1/2（上限80万円）	令和8年1月31日まで	宮津市市民環境課 電話番号：0772-45-1617
亀岡市	亀岡市家庭向け自立型再生可能エ ネルギー（FIT売電不可）導入事 業費補助金	2万円/kW （上限8万円）	3.4万円/kWh （上限20.4万 円）	1/2（上限30万円）	1/2（上限80万円）	令和8年1月30日まで	亀岡市環境政策課 電話番号：0771-25-5023
城陽市	城陽市カーボンニュートラル補助金	2万円/kW （上限8万円）	3万円/kWh （上限18万円） +1万円	1/2（上限30万円）	1/2（上限80万円）	令和8年1月8日まで	城陽市環境課 電話番号：0774-56-4061
長岡京市	COOL CHOICE実践補助金	2万円/kW （上限8万円）	3万円/kWh （上限18万円） +1万円	1/2（上限10万円）	1/2（上限20万円）	令和8年2月2日まで	長岡京市環境政策室 電話番号：075-955-9542

※太陽光・蓄電池の区別なく●万円/件の上乗せを実施している市町については、便宜上蓄電池の項目に記載しています。

■ 府内市町村の補助事業実施状況

(自家消費型（FIT売電不可）住宅用太陽光・蓄電設備設置事業、高効率給湯機器・コージェネレーションシステム設備設置事業）

	補助金名称	補助率（上限）				受付期間	窓口
		太陽光	蓄電池	高効率給湯機器 （エコキュート等）	コージェネレーション システム （エネファーム等）		
八幡市	八幡市家庭向け自立型再生可能エネルギー導入事業費補助金	2万円/kW （上限8万円）	3万円/kWh （上限18万円） + 5万円	1/2（上限30万円）	1/2（上限80万円）	令和8年1月30日まで	八幡市環境政策課 電話番号：075-983-2795
京田辺市	京田辺市家庭向け自立型（FIT売電不可）再生可能エネルギー設備設置補助金	2万円/kW （上限8万円）	3万円/kWh （上限18万円） + 1.5万円	1/2（上限30万円）	1/2（上限80万円）	令和7年11月20日まで	京田辺市環境課 電話番号：0774-64-1366
木津川市	木津川市エコ生活応援補助金	2万円/kW （上限8万円）	3万円/kWh （上限18万円） + 1万円	1/2（上限30万円）	1/2（上限80万円）	令和8年1月30日まで	木津川市環境課 電話番号：0774-75-1215
大山崎町	大山崎町家庭向け自立型再生可能エネルギー設備設置助成事業費補助金	2万円/kW （上限8万円） + 0.5万円	3万円/kWh （上限18万円）	1/2（上限30万円）	1/2（上限80万円） + 5万円	令和8年1月30日まで	大山崎町経済環境課 電話番号：075-956-2101 （代表）
久御山町	家庭向け自立型再生可能エネルギー導入事業費補助金	3万円/kW （上限12万円）	5万円/kWh （上限30万円）	1/2（上限30万円） + 設置に要した費用 の5%	1/2（上限80万円） + 設置に要した費用 の5%	令和8年1月30日まで	久御山町産業・環境政策課 電話番号：075-631-9964
井手町	井手町家庭向け自立型再生可能エネルギー設備設置助成事業費補助金	2万円/kW （上限8万円）	3.5万円/kWh （上限21万円）	1/2（上限30万円）	1/2（上限80万円）		井手町産業環境課 電話番号：0774-82-6168
宇治田原町	家庭用自立型再生可能エネルギー設備設置補助金	2万円/kW （上限8万円）	3.5万円/kWh （上限21万円）	1/2（上限30万円）	1/2（上限80万円）	令和8年1月31日まで	宇治田原町建設環境課 電話番号：0774-88-6639
精華町	精華町家庭向け太陽光発電設備等導入事業補助金	2.1万円/kW （上限8.4万円）	3万円/kWh （上限18万円）	1/2（上限30万円）	1/2（上限80万円）	令和7年12月26日まで	精華町環境推進課 電話番号：0774-95-1925
京丹波町	京丹波町家庭向け自立型再生可能エネルギー導入事業費補助金	3万円/kW （上限12万円）	3万円/kWh （上限18万円）	1/2（上限30万円）	1/2（上限80万円）	令和8年1月30日まで	京丹波町住民課 電話番号：0771-82-3803
伊根町	伊根町家庭向け自立型再生可能エネルギー導入事業費補助金	2万円/kW （上限8万円）	3万円/kWh （上限18万円） + 1万円	1/2（上限30万円）	1/2（上限80万円）	令和7年12月26日まで	伊根町住民生活課 電話番号：0772-32-0503
与謝野町	家庭向け太陽光発電・蓄電設備導入費補助事業	2.5万円/kWh （上限10万円）	3万円/kWh （上限18万円）	1/2（上限30万円）	1/2（上限80万円）	令和7年12月26日まで	与謝野町農林環境課 電話番号：0772-43-9023

※太陽光・蓄電池の区別なく●万円/件の上乗せを実施している市町については、便宜上蓄電池の項目に記載しています。

- 環境省の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金を活用した補助制度のため、補助対象設備については主に以下の要件がある
- 市町によって詳細な要件や提出書類が異なるため、申請先の市町のHP等で事前に確認が必要

■全設備に共通する主な要件

- ・ 個人住宅において対象設備を設置する事業であること（新築・既築は問わない）
- ・ 導入する設備が商用化され導入実績があるものであり、**中古設備でないこと**
- ・ PPA又はリースにより導入される設備でないこと
- ・ 法定耐用年数を経過するまでの間、補助事業による温室効果ガス排出削減効果について**J-クレジット制度**
への登録を行わないこと

■太陽光発電設備に関する主な要件

- ・ 導入する太陽光発電設備の発電出力が2kW以上であること
- ・ **FIT 制度及び FIP 制度の認定を取得しないこと**（FIT・FIP制度によらない余剰売電は可）
（確認方法の例：小売電気事業者との余剰売電に係る契約が分かる書類、関電送配電への系統連系申込内容及び承諾が分かる書類等）
- ・ 補助対象設備で発電し自家消費する電力量に紐づく**環境価値を他者に譲渡等しないこと**
- ・ 自己託送を行わないこと
- ・ 当該事業において導入する再エネ発電設備で発電する電力量の**30%以上を自家消費**すること
（確認方法の例：電力消費計画書とその算定根拠書類、過去1年間の電力使用量が分かる書類等）
- ・ **建材一体型太陽光発電設備及びソーラーカーポートによる導入でないこと**

■ 蓄電池に関する主な要件

- 太陽光発電設備と同時導入すること（導入が必須）

- 導入価格（工事費込・税抜）が12.5万円/kWh（4,800Ah・セル相当のkWh未満）以下となるよう努めること

（確認方法の例：見積書明細等）

- 原則として再エネ発電設備によって発電した電気を蓄電するものであり、平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備であること

- ※定置用蓄電池が対象になるため、ポータブル電源等は対象外

（確認方法の例：関電送配電への系統連系申込内容及び承諾が分かる書類、回路図等）

- 停電時のみの非常用電源でないこと
- （一社）環境共創イニシアチブ（SII）に登録されている等、一定の機能要件を満たしていること

■全設備に共通する主な要件

- ・ 個人住宅において対象設備を設置する事業であること（新築・既築は問わない）
- ・ 太陽光発電設備・蓄電池と同時導入すること
- ・ 導入する設備が商用化され導入実績があるものであり、中古設備でないこと
- ・ PPA又はリースにより導入される設備でないこと
- ・ 法定耐用年数を経過するまでの間、補助事業による温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度
への登録を行わないこと

■高効率給湯機器に関する主な要件

- ・ 従来の給湯機器等に対して30%以上省CO2効果が得られるものであること

※基本的には現在使用中の機器との比較

（確認方法の例：各市町村HPで公開されている省CO2効果計算表）

■コージェネレーションシステムに関する主な要件

- ・ 都市ガス、天然ガス、LPG、バイオガス等を燃料とし、エンジン、タービン等により発電するとともに、熱交換を行う機能を有する熱電併給型動力発生装置又は燃料電池であること。

- 各事業について補助金の財源が異なるため、**補助金の併用可否も事業ごとに異なる**
- 直接の申請先だけでなく、補助金の財源によって併用可否が異なるため注意

①自家消費型（FIT売電可）住宅用太陽光・蓄電設備設置事業（財源：府費）

→国や府内市町村等の独自補助金との**併用が可能**

②自家消費型（FIT売電不可）住宅用太陽光・蓄電設備設置事業（財源：府費、国費）

→環境省の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）を活用しているため

国や府内市町村等の独自補助金において、国費を財源とするものとの**併用は不可**

※直接の申請先が国でない場合でも、国費を財源とする補助金との併用は不可

③高効率給湯機器・コージェネレーションシステム設備設置事業（財源：国費）

→環境省の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）を活用しているため

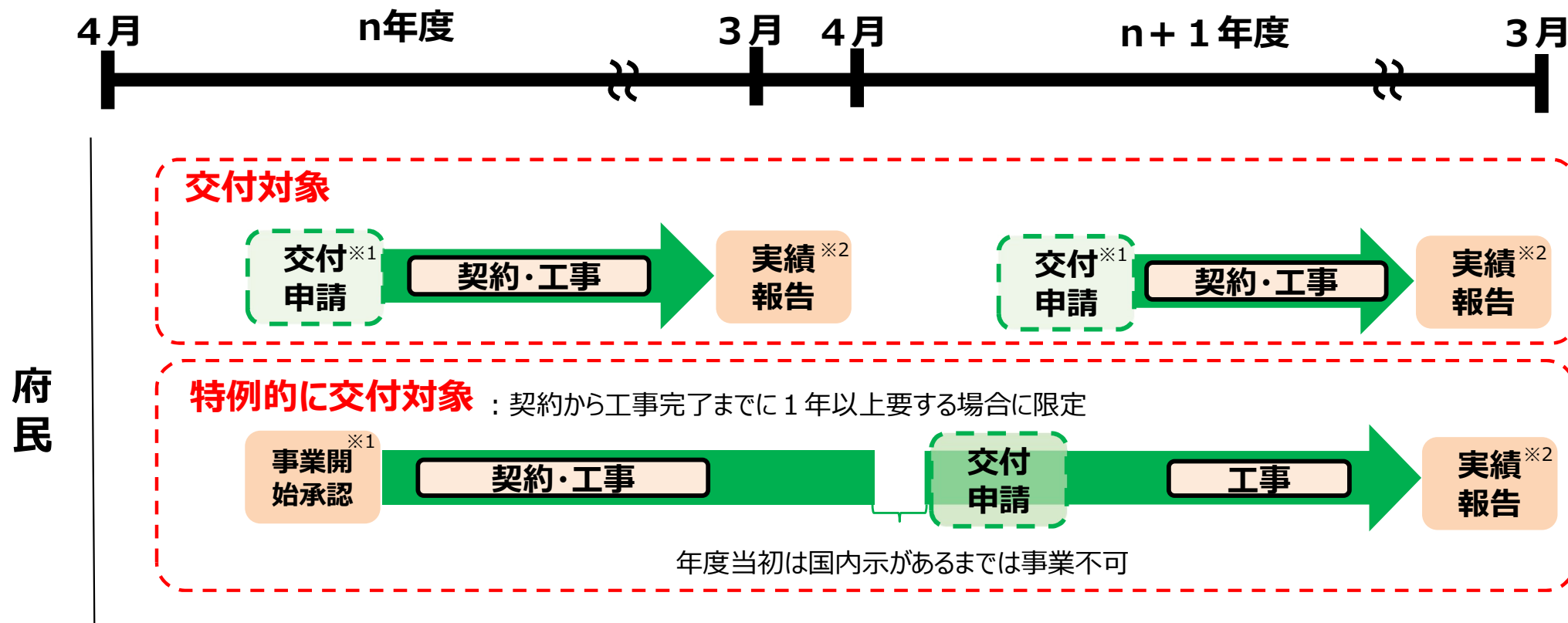
国や府内市町村等の独自補助金において、国費を財源とするものとの**併用は不可**

※直接の申請先が国でない場合でも、国費を財源とする補助金との併用は不可



②、③について、補助対象設備が重ならない国庫補助金の併用は可能

- ②、③の事業については、原則として年度内に事業着手～実績報告が完了するものが補助の対象
- しかしながら、住宅建築状況も踏まえ、**契約から工事完成まで 1 年以上要する場合、事前承認を前提に特例的に補助対象に**



- ※ 1 契約・着工は、交付申請（または事業開始承認）後に行っていただく必要があります。
- ※ 2 1 月末までに事業完了（工事完了、引渡し、支払い）し、実績報告を提出いただく必要があります。（市町村により提出期限は異なります。）

- 非FIT太陽光発電の余剰電力について、**関西電力送配電エリアでは無償逆潮流の新規受付を停止中**
- 自家消費を促進し府民が利用しやすい制度とするために、**複数の売電先を府や市町村のHPで紹介**

https://www.pref.kyoto.jp/energy/kateimukehojo_nonfit.html

会社名	対象者	買取価格
^{キューエネス} Q.ENESTでんき(株)	京都府民	市場連動型
(株)東名	京都府民	市場連動型
(株)能勢・豊能まちづくり	京都府民	8.5円/kWh
丸紅新電力(株)	京都府民	10円/kWh
和歌山電力(株)	京都府民	無料
たんたんエナジー(株)	福知山市民 南丹市民	10円/kWh

- エネルギー効率が高く、環境への負荷が小さい次世代型住宅（スマートハウス）の普及を促進するため、**住宅への太陽光発電設備等の設置**を支援する**融資制度**
- **家庭向け太陽光発電・蓄電設備補助金との併用が可能**、自己資金に不安がある方でも導入を検討できる
(詳細) <https://www.pref.kyoto.jp/energy/smart-eco-house.html>

融資のポイント

融資限度額

350万円

利率

年0.5%

融資期間

10年以内

対象設備※中古品は対象外

- ①太陽光発電設備 ②太陽熱利用設備
③家庭用蓄電池 ④エコキュート ⑤エコジョーズ
⑥エネファーム ⑦V2Hシステム ⑧薪ストーブ
⑨ペレットストーブ ⑩断熱化工事（天井・外壁・床・窓）

お申込ができる方

- 住所が京都府内にあること（※）
- 年齢が満20歳以上満70歳未満かつ償還完了時における年齢が満75歳未満であること

※取扱金融機関が信用金庫の場合は、当該金庫の営業地域内に居場又は勤務されている方に限ります。

対象住宅

- 申込者が府内に居住している住宅（一般型）
- 親等（※）が府内に居住している住宅（親孝行型）

※ 申込者の父母、祖父母、配偶者の父母、祖父母であって、申込者と同居していないこと。年齢が満60歳以上であること。

お問合せ

■取扱金融機関（府内の本・支店）
京都銀行、京都信用金庫、京都中央信用金庫、
京都北都信用金庫、関西みらい銀行、府内JA

目 次

- 1 京都府の脱炭素社会の実現に向けた取組について
- 2 戸建て住宅向けの補助制度について
- 3 共同住宅向けの補助制度について**
- 4 事業者向けの補助制度について

- 共同住宅は、災害時に防災拠点としての役割が期待されることから、**太陽光発電と蓄電池の同時導入**を支援することで**エネルギー自立化及びレジリエンス強化を促進**。
- 共同住宅の共用部（エレベーターや空調など）における電力使用のための設備導入を支援。

■ 対象者

共同住宅の管理組合、共同住宅の所有者

- 分譲マンション、賃貸マンションのいずれも対象。
- 管理組合が設立されていない共同住宅の場合は、建築主も申請可能。

■ 対象事業

太陽光発電設備と蓄電池を同時導入する事業

- 太陽光発電設備のみ、蓄電池のみの導入は対象になりません。

■ その他要件

- ・ 発電した電気は、共用部でのみ消費可
- ・ 自家消費率は50%以上であること
- 自家消費率が30%以上かつ、発電した電力の 50%以上を京都府内の需要家が消費する場合は、要件を満たしているものとみなします。（FIT売電不可）

■ 補助金額

- ・ 太陽光発電設備 **5万円/kW（上限200万円）**
- ・ 蓄電池 **設備導入費用（工事費込み、税抜き） × 1 / 3**

ただし、蓄電池については以下の項目のいずれか低い額が補助上限額

- ・ 蓄電容量 × 4.7万円（業務用規格の場合は約5.3万円）
- ・ 100万円（災害時に地域で電力提供する場合は上限200万円）

■ 自家消費率について

- ・ 共同住宅の共用部での電力消費 2,800kWh/年
- ・ 太陽光発電 4 kWの想定発電量 4,906kWh/年

**自家消費率
約57%**

自家消費割合は各自で試算してください。

なお、余剰電力については非FITであれば売電が可能です。

■ 交付申請受付期間

令和7年5月7日（水）～令和8年1月30日（金）

■ 実績報告

以下のいずれか早い日

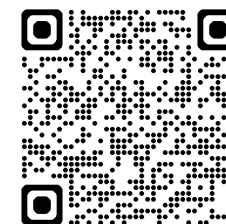
- ・ 補助対象工事完了日から60日以内
- ・ 令和8年2月27日（金）

■ 申請の手引・申請様式について

以下のURLよりダウンロードしてください。

＜共同住宅共用部再エネ導入促進事業＞

https://www.pref.kyoto.jp/energy/juten_condominium.html



■ お問い合わせ窓口

総合政策環境部脱炭素社会推進課 エネルギー政策係 075-414-4298

■「共同住宅」の定義はありますか。

2戸以上の住宅を1つの建築物とし、各戸が廊下、階段又は出入口等（一定の空間を有するホール、ポーチ、風除室等）の内、いずれか2つ以上を共有するものをいいます。

■共同住宅の敷地を活用し、野立ての太陽光発電や垂直式太陽光発電を導入する場合も対象になりますか。

対象になります。なお、ソーラーカーポートを導入される場合は、駐車場・農地等再エネ導入促進事業補助金を活用いただける場合があります。

■これから建築する共同住宅の竣工が来年度以降になりますが、本補助金を活用することは可能でしょうか。

本補助金は、申請年度内に事業完了する必要があります。

共同住宅の建築工事と補助対象設備設置工事を分けて契約する場合は、補助対象設備設置工事の契約締結前に交付申請してください。

目 次

- 1 京都府の脱炭素社会の実現に向けた取組について
- 2 戸建て住宅向けの補助制度について
- 3 共同住宅向けの補助制度について
- 4 事業者向けの補助制度について**

- 再エネ条例に基づく自立的地域活用型再生可能エネルギー導入等計画の認定を受けた**中小企業者等による再エネ設備と効率的利用設備の同時導入**に要する経費の一部を補助
- 自家消費を目的とした導入が対象。

■ 対象者

中小事業者（資本金の額 1 億円以下）、社会福祉法人、医療法人、学校法人、個人事業者 等

■ 対象事業

- 再エネ設備と効率的利用設備（蓄電池・EMS）を新設・増設し、自己消費を目的に発電し、その電力を利用する事業
 - **災害等の非常時に**、導入する再エネ設備等で発電された電気を、その設置場所において**一般の利用に供する**ことができる構造であること。
 - 自己消費を目的とするため、固定価格買取制度等による**全量売電は対象外**（「**想定発電量 < 使用電力量**」となるようにしてください。）
 - **再エネ条例に基づく設置義務履行のための導入は対象外**
延べ床面積300㎡以上の新築・増築の場合は、
特定建築主等再エネ導入促進事業の活用をご検討ください。

■ 補助金額

○再エネ設備として太陽光発電を導入する場合

・ 太陽光発電 5万円/kW

・ 蓄電池又はEMS 設備導入費用（工事費込み、税抜き）× 1 / 3

以上の設備の導入費用の合計額に対して400万円が補助上限

蓄電池は以下の金額が補助上限額

・ 蓄電容量 × 4.7万円
（業務用規格の場合は約5.3万円）

※効率的利用設備を2種同時に導入する場合、
EMSの補助率を1 / 2に引き上げ

＜補助金の計算例＞

太陽電池モジュール 55kW、パワーコンディショナー 49.5kWを導入する場合

→ 出力は49kW（小数点以下を切り捨て）とし、「5万円×49kW」により、補助金額は245万円

蓄電池 10kWh、導入費用150万円（工事費込み、税抜き）の場合

→ 「150万円×1/3 = 50万円」、「10kWh×4.7万円 = 47万円」の低い方をとり、補助金額は47万円

■ 太陽光発電以外の再エネ設備を導入する場合（補助金）

・ 効率的利用設備 **2種**の場合

補助対象経費の 1 / 2（上限400万円）

・ 効率的利用設備 **1種**の場合

補助対象経費の 1 / 3（上限400万円）

■ 税減免について

・ 補助金ではなく、税減免を選択することも可能

・ 計画認定に基づく設備導入に関する法人事業税、
個人事業税の減免

→ 設備取得価格の 1 / 3（上限1,000万円）

自立的地域活用型再生可能エネルギー導入等計画の事前相談

自立的地域活用型再生可能エネルギー導入等計画の策定・申請

自立的地域活用型再生可能エネルギー導入等計画の認定

※計画認定期間：令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

事業税の減免

補助金

補助金交付申請

※（一社）京都知恵産業創造の森で受付

交付決定

計画に基づく設備導入・設置完了

計画認定は京都府総合政策環境部脱炭素社会推進課で行います。

補助金の交付申請窓口は（一社）京都知恵産業創造の森となりますので、ご注意ください。

■ 計画認定申請受付期間

令和3年4月1日（木）～**令和8年3月31日（火）**

※令和7年度の補助金を申請する場合は令和8年1月21日（水）までに計画の認定を受ける必要があります。

■ 申請の手引・申請様式について

以下のURLよりダウンロードしてください。

＜自立的地域活用型再エネ導入等計画の認定制度＞



https://www.pref.kyoto.jp/energy/saienedounyuusokusinnjourei_shien.html

■ 事前相談・お問い合わせ窓口

総合政策環境部脱炭素社会推進課 エネルギー政策係 075-414-4298

計画認定後、補助金申請が可能となります。認定前のものは補助金申請できません。

■ 交付申請受付期間

令和 7 年 8 月 12 日（火）～令和 8 年 1 月 30 日（金）

■ 実績報告

以下のいずれか早い日

- ・ 補助対象事業完了日から 7 日以内
- ・ 令和 8 年 3 月 6 日（金）

■ 募集要領・申請様式について

以下の URL よりダウンロードしてください。

＜自立的地域活用型再生可能エネルギー設備等導入補助事業補助金＞

https://chiemori.jp/smart/support/y2025/r7_saiene.html



■ お問い合わせ窓口

（一社）京都知恵産業創造の森 スマート社会推進部 075-353-2303

- これまで再エネ設備の設置において、あまり利用が進まなかった場所などでの導入を促進。
- 府内の駐車場等に**太陽光発電一体型カーポート**や**太陽光発電搭載型カーポート**を導入する際の導入費用を支援。

■ 対象者

民間事業者（PPA・リースを含む）

■ 対象事業



太陽光発電一体型カーポート又太陽光発電搭載型カーポートを新たに設置する事業

- 既存のカーポートに太陽光パネルを設置する事業は対象になりません。
- 蓄電池は太陽光発電設備の附帯設備として導入する場合のみ対象です。
- 駐輪場へのサイクルポートの導入も対象になります。

■ その他要件

- 自家消費率は50%以上であること
- 自家消費率が30%以上かつ、発電した電力の 50%以上を京都府内の需要家が消費する場合は、要件を満たしているものとみなします。（FIT売電不可）

■ 補助金額

- ・ ソーラーカーポート **導入費用の 1 / 3（上限200万円）**
- ・ 蓄電池 **設備導入費用（工事費込み、税抜き） × 1 / 3**

ただし、蓄電池については以下の項目のいずれか低い額が補助上限額

- ・ 蓄電容量 × 4.7万円（業務用規格の場合は約5.3万円）
- ・ 100万円（災害時に地域で電力提供する場合は上限200万円）

■ 補助対象設備

○太陽光発電設備（ソーラーカーポート）

一体型	太陽光発電モジュール一体型カーポート、パワーコンディショナ等
搭載型	太陽光発電モジュール、架台、カーポート、パワーコンディショナ等

ソーラーカーポートの基礎は、カーポートの柱を地面に固定するための部分に限る。

○蓄電池（定置用蓄電池）

蓄電池は発電した電力を平時において繰り返し充放電するものに限る。

- 「ソーラーカーポート」は、建築基準法上の「建築物」に該当する場合があります、該当する場合は**建築基準法に則った設計・施工・監理が必要**となります。
(土地に自立して設置する太陽光発電設備は、建築物に該当しないものとされており、運用が異なりますのでご注意ください。) ※「太陽光発電設備等に係る建築基準法の取扱いについて」(国土交通省 平成23年 3月25日)

■ 手続きについて

建築確認申請は「事前申請」です。

建築確認申請が必要な場合に、当該申請をおこなわず建築されたものは補助対象となりません。



建築確認申請：建築基準法第6条第1項及び第6条の2に基づき、建築主事又は指定検査確認機関の確認を受けるために建築主がおこなう申請行為。

建築確認申請に関する詳細は、
管轄土木事務所又は各市町村の担当課までお問合せください。

「確認済証」の交付を受けた後、工事着手できます

■ 申請先

建築主事または指定確認検査機関に提出

■ 申請費用

- ・ 特定行政庁（京都府内であれば各土木事務所、京都市と宇治市は市役所）に支払う申請手数料
- ・ 指定確認検査機関に支払う申請手数料

■ 導入場所が「市街化調整区域」の場合

市街化調整区域では、建築物の建築等が厳しく制限されており、原則行うことができません。
ただし、都市計画法に基づき許可等を受けることにより、建築等が認められる場合があります。

■ 導入場所が「都市計画区域外」の場合

建築確認申請が不要となる場合が多いですが、詳細は京都府内の土木事務所又は市町村の担当課にお問合せください。

■ 建築確認申請が不要の場合

建築基準法第15条及び建築基準法施行規則第8条より、
建築物を建築する場合は、建築確認申請が不要の場合であっても「建築工事届」を建築主事等に提出しなければなりません。

(該当建築物又は当該工事にかかる部分の床面積の合計が10m²以内である場合を除く。)

建築確認申請が不要な場合は、「**建築工事届**」の御提出をお願いいたします。

■ 補助事業の遂行上、以下に挙げる事項についてご確認ください。

- ・ 積雪の多い地域では、耐荷重にご注意ください。
- ・ 沿岸部においては、塩害対応の仕様をご確認ください。

■ その他、許認可や調整が必要となる事項の例

- ・ 建築確認申請（実績報告の際に確認済証の写しをご提出ください。）
- ・ 土地使用許可、設備設置（所有者が申請者と異なる場合は承諾書をご提出ください。）
- ・ 景観条例
- ・ 電力会社系統連携申込
- ・ 電気事業法に関する届出（基礎情報の届出、使用前自己確認結果の届出等）
- ・ 消防関係届出

各種法令等を遵守の上、導入してください。

流れ	1	2	3	4	5	6	7	8
実 施 事 項	プランニング 現場調査	詳細設計 地盤調査	建築確認申請書類作成 (申請書類・図面・構造計算書等)	建築確認申請書類提出	検査機関 自治体による確認	確認済証受領	ソーラーカーポート建築工事	完了検査受検 検査済証受領 引渡し



概ね1～2ヶ月要する

■ 交付申請受付期間

令和7年5月7日（水）～令和8年1月30日（金）

■ 実績報告

以下のいずれか早い日

- ・ 補助対象工事完了日から60日以内
- ・ 令和8年2月27日（金）

やむを得ない事由により、交付申請後から交付決定前に「発注、契約締結又は前払金の支払い」を行う場合は、**「事前着手届」**をご提出ください。

■ 申請の手引・申請様式について

以下のURLよりダウンロードしてください。

＜駐車場・農地等再エネ導入促進事業＞

https://www.pref.kyoto.jp/energy/carport_agripv.html



■ 申請窓口

特定非営利活動法人京都地球温暖化防止府民会議

（京都府地球温暖化防止活動推進センター） 電話：075-803-1129